

平成20年11月21日

宮崎地家裁総務課印

平成20年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第2回）における議事概要

1 開催日時等

日 時 11月21日（金）午後1時30分から午後4時まで

2 場 所 宮崎検察審査会議室

3 出席者（委員別，50音順）

（地裁委員） 申間文子，為山高志，中武ゆかり，渡邊紘光

（家裁委員） 梅村千恵子，隈部智代，黒木茂夫，篠原絵理，高柳節子，成見幸子

（兼務委員） 綾部頼子，小山邦和，椎葉昌彦，津熊寅雄

（同席者） 民事首席書記官，刑事首席書記官，家事首席書記官，首席家庭裁判所調査官，家裁訟廷管理官

（庶務担当者） 地・家裁事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

4 議事

- ・ 家事事件（調停）～子どもを巡る夫婦間の紛争処理について～

5 意見交換会

- ・ 委員長：本日は「家事事件（調停）～子どもを巡る夫婦間の紛争処理について～」の意見交換をさせていただきたいと思っております。はじめに，調停手続に理解を深めていただくために家庭裁判所訟廷管理官に家事調停事件の概要を説明していただきます。
- ・ 家裁訟廷管理官：リーフレット「家事事件のしおり」を活用した家事調停事件の概要について（説明）
- ・ 委員長：親権に関して，最高裁が作成したビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らすときに考えなければならないこと」を見ていただき，意見をいただきたいと思っております。

ビデオ上映（35分）

- ・ 委員長：ひとつの例としてビデオを見ていただきました。では，委員からビデオを見て，法律上の問題点などを説明いただきたいと考えます。
- ・ 委員：（ビデオの内容に関する法律上の問題点を説明）
- ・ 委員長：委員は長く調停委員をやられているので，宮崎の特徴的な部分をお話いただけないでしょうか。
- ・ 委員：（宮崎における調停事件の特徴的な部分を説明）
ビデオの活用で申しますと，調停というのは時間的な制約があり，ビデオを見ていただくことが困難な場合も多いのですが，ビデオを見ていただくことと子どものことを考える契機になり，調停がまとまるケースもありますので効果はあろうかと思えます。ただ，ビデオを見たことで，離婚に至らなかったような事例に接したことはありません。
- ・ 委員長：先程から家庭裁判所調査官も在室しているので，その立場からお話いただけ

ればと思います。

- ・ 首席家庭裁判所調査官：(宮崎における調停事件の特徴的な部分を説明)
- ・ 委員長：最近の離婚の傾向として、男性が弱く頼りなくなっていて、女性は自分で仕事を持ち自立して決断が早くなり、結果、男性は未練があって元に戻したいようなことでも、女性は切ってしまうので、女性の考えが通るようなことが多く見られますが、そのような観点から意見はございませんでしょうか。
- ・ 委員：たぶん男性が弱くなったのではなく、実質的に男女双方が被害者であり委託者になったのだという気がします。離婚した場合、親の面倒を子どもが受けられなく、生活の質も落ちていく、特に宮崎は経済状況が芳しくなく、女性の決断は早いかもしれませんが、女性が生活を身につける、自立するという点では難しいのかもしれない。
- ・ 委員：離婚の時、一番難しいと思えるのは、離婚の原因に暴力的なことが挙げられている場合などで、身の回りを見る親がその方であった場合、そういった方の元で育つ子どもを、どういう人に育てたいのかということでしょう。その子どもが社会人としてどう育っていくかを案じます。「跡取り」の話がありましたが、跡取りの考え方を持った環境で育つ子どもについても、今後どう育てていくかを離婚に際しては見るべきではないでしょうか。
- ・ 委員長： 委員は夫婦間の相談を受けられることも多いのではないですか。そういった点から意見はないでしょうか。
- ・ 委員：離婚を考えている方で、その理由として生活に不満があるわけではないが、夫と顔を合わせるのが嫌だという例があります。その場合、母子家庭になると、手当ての支給がある、子どもの医療費が減額されることなどを伝えることで、離婚を踏み切る方がいます。そういった場合は、女性がはっきりものを言う世の中になったのかとの印象をうけます。現在、父子家庭では手当ての支給がなく、母子家庭のみが対象になっていますので、離婚してかわそうなのは男性なのかもしれません。
- ・ 委員：学校関係で気になる点といえば、学校内で さんは離婚調停中だとか、母子、父子家庭だとかを聞くことが多く、そういった親の方は、皆さんで分担する学校行事に対し負担が難しいと伝えられることがあります。また、低学年の子どもの姓が変わったとき、同級生の対応や学校側の対応によって、子どもに与える影響が多く、デリケートな問題として怖いものと感じることがあります。
- ・ 委員：先程の話で、子どもの身の回りの世話をしているかを重視するとの話がありましたが、離婚後は、子どもといる親も働きに出るわけですから、世話をできなくなるという結果になり、どちらの親といっても変わらなくなるのではないのでしょうか。
- ・ 委員：専業主婦の方を例にすると考え方も変わることがあるかも知れませんが、主として、その親の方に生活の世話を負っていることで、子どもが自分の世話をしてくれる大人であると認識していること、主たる監護者との心理的な繋がりを重視していると考えてもらえれば良いと思います。物理的に世話をしてくれる大人(例えば祖母、祖父など)は家庭にもいるでしょうが、精神的な繋がりを持った人とこの先ともに生活していくことを重視し、物理的に世話をしてもらえたことが切れた

としても、そちらを重視すると思っただけであれば良いのでしょうか。

- ・ 委員長：最近の人間関係が社会的に希薄化して、地域社会の結びつきも弱くなっている。そういった環境の中にある家庭でも、結びつきが弱くなっているように感じますが、補導委託先として少年を見ていただいている 委員はどのような感想をお持ちでしょうか。
- ・ 委員：ビデオを見た感想ですが、このような親の場合、将来自分の面倒をどう考えている疑問に感じざるを得ません。こういう話を見ると、少子高齢化社会ですから、これから17年後、団塊世代が高齢のピークを迎える時、どうなっている不安を覚えます。最近の孤独死は中高年の男性が多く、高齢者の犯罪も増加している状況が見えますが、自分の子どもと良い関係が築けていれば、こういう状況は起きないのではないのでしょうか。たとえ子どもと分かれたとしても、子どもときちんとした関係性を保つ必要性を感じます。
また、少年のボランティア活動を見る時、個々の少年は決して悪い子ではないと感じる一方、離婚した家庭で育った子どもが多いような感じも受けます。はじめて受け入れる少年は、施設見学に訪れますが、その際に親と一緒に来られる少年は、このあと大丈夫では思われるケースが多いように感じます。
- ・ 委員：検察庁の中でも、老人の犯罪について悩んでいる部分があります。刑務所に在監している方が高齢化し、老人ホーム化している実情があります。理由としては、家庭のない方が犯罪を行い、初めは罰金刑を受け、また罪を犯し、執行猶予付き判決、また同じこととして、実刑判決を受けるということで同じ犯罪を繰り返し、死ぬまで刑務所に在監される状況が起きています。この解決には、国の他の機関、例えば保護観察所を使い更生させる、その場合に民間の働き口を見つけるなどの多方面の協力が不可欠となります。そういった状況から、将来を見据える家庭内、特に子どもの育成を考えると、その重要性を認識するところです。
- ・ 委員：ビデオを見て、夫婦間の問題では、子どもを中心に考えようとするきっかけになると感心しているところです。私どもの職場でも専業主婦を持つ家庭があり、パートタイマーで働く方もおりますので、ビデオのような事案が起こり得るでしょう。そういった場合に備えるために、こういったビデオを職員研修に活用できないかなどを思っておりました。
- ・ 委員：今回ビデオを見て、夫婦や子どものことを考えるのにとってもよいものだと感心しておりました。子どもの「自分のせいで親が離婚するのでは」など思い込むあたりは身につまされるとともに興味深く拝見しました。私どもの職場も主婦のパートタイマーで働く方も多く、こういったものを見せてあげることはいかなど思っておりました。
- ・ 委員：このビデオを見せるとき、自分は家庭のために頑張っているのに、何か悪いことをしたのかと、説教されていると感じる方もいらっしゃると思いますので、見せるタイミングとかは難しい場合があります。
- ・ 委員：ここ10年くらいテレビドラマでは、離婚してかっこ良く生きている女性を描いている風潮がありますが、離婚した結果の苦勞と離婚せずに婚姻を続けた苦勞を比較して、離婚したことを後悔されている方も数パーセントはいるのではない

でしょうか。最近では、退職後、気ままに生活するほうが良いかのような風潮もありますが、欠点のない人はなく、その人同士が結婚するのですから何かしらうまく行かないことは当たり前であって、すべてがそうでないにしても、それらを取り上げて離婚が良いとなることに疑問を感じています。調停の場では、経験豊富な調停委員の方がその辺を説明されていることでしょうかから、それを受けて、思いとどまる方もいてほしいものだと思います。

- ・ 委員：実際の離婚調停では、円満解決を探ることから入りますが、ひとつひとつの原因を探るうちに、修復は不可能とのことから離婚にいたることになります。この中で離婚した場合の不利益について説明いたしますが、女性が継続は困難といふとなかなか円満解決に至らないことが多いように思われます。
先にお話しました「跡取り」の話ですが、調停の席で、跡取りを生んだのだから女性と離婚して良いとの印象を相手から受けたような女性の例もありました。
- ・ 委員：最近の親御さんは大人になられていない方も見受けられます。本人は考えていると言われますが、どの程度考えているのか疑問を持つこともあります。
- ・ 委員長：本日は、活発なご意見をありがとうございました。次回のテーマについては、平成21年5月21日に裁判員法が施行された直後ということでもありますので、裁判所の準備態勢等を見ていただくご意見をいただくこととしたいので、「裁判員制度について」を取り上げていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- ・ 全員：了承
- ・ 委員長：次回の委員会期日は、定例開催日である平成21年5月29日（金）午後1時30分から当庁の大会議室にて行うということによろしいでしょうか。
- ・ 全員：了承

以 上